

○小規模事業者新事業展開等支援補助金に係るFAQ（実績報告）

種類	No.	質問	回答	追加日
(A) 実績報告書 (様式第7号)	A-1	売上高の事業最終月は、いつの金額を記入すれば良いのか。例えば、12月15日に事業が完了した場合はいつか。	「事業最終月」は、なるべく事業が完了する月の売上高を記入していただきたいのですが、事業完了の直近月と解釈いただいても構いません。例えば、12月15日に事業が完了した場合は、11月の売上高でも構いません。なお、その場合、「事業最終月の前月」は、10月となります。	
	A-2	発注先に新商品用のチラシ印刷（消費税込11,000円）を依頼したら、1,000円分の値引きを受けた。私は課税事業者なのだが、この場合、補助対象経費とできる税抜価格はいくらと算出すべきか。	消費税率10%の場合、本取引で支払った本体価格は9,091円、消費税相当額は909円となります。 算出方法は以下のとおりです。 本体価格：10,000円（支払金額）×（100/110）=9,091円 消費税額：10,000円（支払金額）×（10/110）=909円	
	A-3			
(B) 交付請求書 (様式第8号)	B-1			
	B-2			
(C) 変更	C-1	機械設備等費について、申請時に提出したものと全く同じ機械が入手できなくなり、少したけ仕様（型番・サイズ等）が変わるが、問題ないか。なお、金額は変わらない。	機械を変更することで、事業の趣旨に影響を及ぼさない場合には、特に問題ございません。ただし、金額が変更にならなくても、仕様が変わる場合は、新たな見積書の提出が必要です。なお、事業の趣旨に影響を及ぼす場合には、変更承認申請（様式第5号）の提出が必要となります。※機械設備等費以外の費目も、同様の解釈です。	
	C-2	自社の予算の都合上、補助事業計画書に記載していた経費支出金額が増加（もしくは減少）することとなった。この場合は、変更承認申請書の提出が必要か。	「補助対象経費の費目」相互間において、「いずれかの変動が20%以内の変更」であれば、変更承認申請書の提出は不要です。ただし、計画よりも多くの経費支出金額があった場合でも、受給できる補助金の額の上限は、交付決定通知に記載のある補助金の額となります。また、金額が減少した場合においては、実際の経費支出金額の4分の3までしか補助金のお支払いはできませんので、ご注意ください。	
	C-3	交付申請時には、補助対象経費を「機械装置等費 40万円」、「広報費 35万円」で補助金交付申請額を50万円としていた。事業を実施する中で、機械装置を当初の見積もりよりも安く購入（32万円）できることとなったが、他方、機械装置等費の予算と実績の差額の8万円を「広報費」に加えたい。この場合は変更承認申請書の事前の提出が必要か。	本ケースの場合は、「補助対象経費の費目」相互間において、「いずれかの変動が20%以上となる変更」となるため、変更承認申請書の提出が必要です。計算は以下のとおりです。 ①機械装置等費を「40万円」から「32万円」に変更させると、 ⇒△8万円÷40万円＝△20%（20%分の減少） ②広報費を「35万円」から「43万円」に変更させると、 ⇒8万円÷35万円＝22.9%（22.9%分の増加）	
	C-4			
(D) 証拠書類	D-1	ホームページやECサイトの成果物は、何を提出すれば良いか。	ホームページやECサイト画面をプリントアウトしたものを提出してください。加えて、実績報告書の「事業を行ったことによる効果」にURLを記載してください。	
	D-2	SEO対策・ME0対策の成果物は、何が必要か。	下記2つのご提出が必要です。 ①取組内容が分かるもの（例：業者による完了報告書 等） ②効果が測定できるもの（例：作業前の検索結果画面と作業後の検索結果画面をプリントアウトしたもの 等）	
	D-3	クリック課金広告サービス（リスティング広告）については、どのような証拠書類が必要なのか。	【①見積】 広告をする際に、予算をいくらで計上していたのかが確認できる管理画面や操作履歴画面などをご提出ください。 【②発注】 交付決定日以後に広告を発注（登録）したことが確認できるよう、広告登録日が確認できる管理画面や操作履歴画面などをご提出ください。 ※広告の発注した日が確認できる画面などの提出がないと補助対象にできません。また、交付決定前から掲載している既存広告の設定条件を変更しただけでは、補助対象にできません。 【③納品・完了・検収】 補助対象として計上したい広告が、いつからいつまで広告が掲載され、その広告に対し、いくらのコストが発生しているかがわかる管理画面などを提出いただきます。 【④請求】 請求明細書や支払明細書などを提出いただきます。前払いであれば、入金額が判明する書類をご提出ください。 【⑤支払】 補助事業期間中に支払ったことを証明できる、銀行振込（明細）受領書などを提出いただきます。 【⑥掲載広告の写真等】 広告の掲載イメージ、およびクリック先の広告のサイト画面などをご提出ください。 ※経費支出の証拠書類の提出があっても、どんな広告を掲載したかがわかる画像イメージなどの提出ができなければ補助対象にできません。広告を掲載したら、必ず掲載イメージのデータを保管し、実績報告時にご提出ください。	
	D-4	申請時に出した見積書の発行事業者と異なる事業者が発注しても良いか。	事業の趣旨に影響を与える変更でなければ問題ありません。ただし、経費が増額した場合でも、補助対象金額は交付決定額が上限となります。なお、発注先を変更する場合は、新たな見積書の提出が必要です。	
	D-5			
(E) その他	E-1	電子データで提出したので、補助金関係の資料（証拠書類等）の原本は、処分して良いのか。	証拠書類等（原本）は、補助事業の完了年度の終了後5年間（令和9年度末まで）、国の会計検査院や県が立入調査を行う場合に、いつでも閲覧できるよう保存しておく必要があります。	
	E-2			